

「協定書」の履行状況について

定の期間内に工事が収まり、必要な研究期間の確保が可能であること。

- ・工事の進捗については、毎年度提出の調査研究計画や成果報告はもとより、原子力機構のホームページに公開するなど、透明性を担保して情報発信を行うこと。
- ・工期に影響が生じ得る事象が発生した場合は、原子力機構は速やかに北海道および幌延町へ報告し、ホームページで公表するとともに、必要に応じて工程への影響を最小限とする方策などについて説明すること。
- ・仮に、研究期間の調整が必要とされる状況が生じた場合は、原子力機構は速やかに北海道および幌延町に報告するとともに、調整後の研究工程や研究内容を報告すること。
- ・「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の研究期間の延長は想定していないこと。
- ・令和10年度までに成果を得て、技術基盤の整備が完了するように取り組むこと。万が一、技術基盤の整備の完了が確認できず、原子力機構が研究を継続する必要があると判断した場合には、改めて計画変更の協議が必要なこと。なお、協議が整わなければ、計画は変更できず終了すること。
- ・坑道整備工事および研究開始に伴う具体的なスケジュールや計画については、「令和2年度以降の研究工程」および各年度の研究計画において記載すること。

3. 三者協定との整合性について

- ・原子力機構は幌延での研究において、放射性物質を利用した試験は行わないこと。放射性物質を用いた研究は、核燃料サイクル工学研究所の地層処分放射化学研究施設で行っていること。
- ・現時点で原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）との共同研究について具体的に決まったものはないが、仮にNUMOの資金や人材を活用する場合でもNUMOへの譲渡や貸与を行わないことを前提に、原子力機構が主体となり原子力機構の研究目的や課題と整合し、原子力機構の責任において研究施設を運営・管理すること。
- ・幌延町浜里のDD-1ボーリング調査や物理探査は、原子力機構と産業技術総合研究所との共同研究として、沿岸部の地下水の塩淡境界を把握するための調査・評価手法を開発するため、幌延深地層研究計画として実施したものであり、処分地選定プロセスの概要調査にあたるものではないこと。
- ・協定を遵守し、放射性廃棄物の持ち込みや使用はしないこと。また、最終処分場とはせず、研究終了後は埋め戻すこと。

4. 情報公開・情報発信・理解促進について

- ・「埋め戻し」という用語については、「研究終了後に幌延深地層研究センターの地下施設全体を埋め戻すこと」と、「人工バリア性能確認試験において、試験坑道部分を埋め戻すこと」が混同されることのないよう、今後の資料作成においては、明確に区別がつくよう工夫すること。
- ・「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」で実施する課題を分類した小課題について、研究の進捗が分かるように毎年得られた成果を計画に記載の研究工程に追記すること。
- ・報道機関を対象とした説明会等の開催を検討するほか、施設公開やホームページなどによる情報発信を通じ、幌延の研究施設が最終処分場になるなどの不安や懸念の解消に努めること。また、情報の受け手の「分かりやすさ」に配慮したうえで、研究に対する理解の醸成につなげるため、今後も丁寧かつ積極的な情報発信に透明性を持ち、取り組むこと。
- ・これまでの確認会議や本年度の確認会議において、説明のあった事項や求められた事項について、適切に取り組む必要があること。

なお、三者協定の履行状況に係る確認結果の通知にあたり、引き続き三者協定遵守のうえ、幌延深地層研究計画を着実に進めていただくよう原子力機構へ改めて求めました。